

土岐市緊急雇用維持助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的な休業を余儀なくされた中小企業者を支援するため、国が支給する「雇用調整助成金」に上乗せ助成を行います。

補助対象者

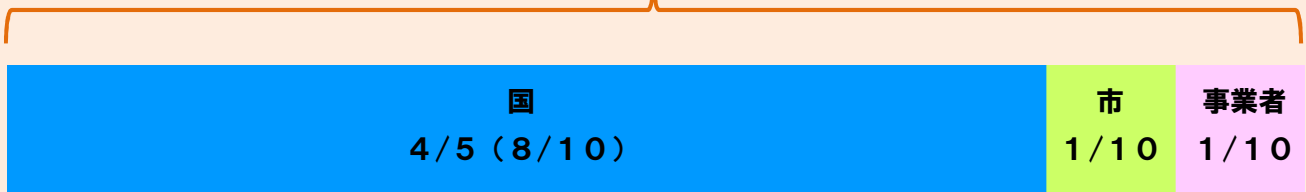
「雇用調整助成金[※]」の支給決定を受けた市内中小企業者
※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業であって、休業の初日が令和2年4月1日以降（緊急対応期間内）に係るものに限り
※緊急雇用安定助成金を含みます

補助金額

「雇用調整助成金」の助成率が5分の4であるものについて、平均（基準）賃金の10分の1と1,500円のいずれか低い額[※]に休業日数を乗じた額
※国の助成額と合わせて13,500円が上限

補助割合のイメージ

雇用調整助成金対象経費



提出書類

- 以下の書類を全て提出すること
- 土岐市緊急雇用維持助成金交付申請書兼請求書
 - 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
 - 雇用調整助成金等の支給に係る国への提出書類の写し
 - 市税の完納を証明する書類（確認・誓約事項を承諾する場合は不要）
- ※申請の詳細は申請要領をご確認ください

申請方法

窓口での「密集」「密接」を防ぐため、郵送による申請を原則とします
（宛先）〒509-5192（住所不要）
土岐市役所産業振興課商工係 行
申請書のダウンロードはこちらから
URL <http://www.city.toki.lg.jp/docs/15251.html>

土岐市 雇用調整助成金

検索

問

土岐市役所 産業振興課商工係 ☎(0572)54-1111（内線 321・322）